

水 第 1123 号
令和8年4月 14 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について(諮問)

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第3項及び同第 16 条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 2 号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項、同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰第 3 種漁業	17	10 トン未満の申請のあった総トン数	定めなし	共第 1 号共同漁業権の漁場の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 (1)横須賀市走水旗山崎突端から 200 メートル以内の区域。ただし、い、ろ、基点及び横須賀市走水港北側防波堤北西端（陸側端）を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。 基点 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点 い 基点から真方位 3.17	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地※を有し、かつ、なまこ、あさり、ばかがい、あずまにしきを目的とする手繰第 3 種漁業を営むことについて、共第 1 号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	東京内湾で操業する場合には、桁の幅は 4 メートル以下とする。	令和 8 年 5 月 11 日から同年 6 月 11 日まで	令和 8 年 6 月 26 日から令和 13 年 6 月 25 日まで

				度 103 メートルのところ ろ 基点から真方位 64.95 度 53 メートルのところ (2)横須賀市走水松崎突 端から 400 メートル以内の 区域。ただし、同突端より 正北の線以西の区域を除 く。 (3)横須賀市鴨居観音崎 突堤東南側付け根、同突 堤東南縁の延長線上同 突堤東南側突端から沖 合い100メートルの点及び 同市同字観音崎灯台中 心点を順次結んだ線と陸 岸とによって囲まれた区域 (4)横須賀市鴨居鳶巣崎 突端から 100 メートル以内 の区域					
あさりを目 的とする 手繰第3 種漁業	6	15トン未 満の申 請のあつ た総トン 数	同上	共第1号共同漁業権の漁 場の区域。ただし、次に掲 げる区域を除く。 (1)横須賀市走水旗山崎 突端から 200 メートル以内 の区域。ただし、い、ろ、 基点及び横須賀市走水 港北側防波堤北西端(陸 側端)を順次結んだ線に	同上	横須賀市走水、大 津町又は馬堀海岸 に漁業根拠地※を 有し、かつ、あさりを 目的とする手繰第3 種漁業を営むことに ついて、共第1号共 同漁業権の漁場の 区域において当該	開口部幅 60 センチメ ートル以下 の貝まき漁 具に限る。	同上	同上

				よって囲まれた区域を除く。 基点 横須賀市走水港 北側防波堤にある赤灯台 中心点 い 基点から真方位 3.17 度 103 メートルのところ ろ 基点から真方位 64.95 度 53 メートルのところ (2)横須賀市走水松崎突 端から 400 メートル以内の 区域。ただし、同突端より 正北の線以西の区域を除く。 (3)横須賀市鴨居観音崎 突堤東南側付け根、同突 堤東南縁の延長線上同 突堤東南側突端から沖 合い 100 メートルの点及び 同市同字観音崎灯台中 心点を順次結んだ線と陸 岸とによって囲まれた区域 (4)横須賀市鴨居鳶巣崎 突端から 100 メートル以内 の区域		漁業権の漁業権者 に受忍されている者			
なまこを 目的とす る手続第	3	同上	同上	共第1号共同漁業権の漁 場の区域(東京内湾を除 く)。ただし、横須賀市鴨	同上	横須賀市鴨居に漁 業根拠地*を有し、 かつ、なまこを目的	なし	同上	同上

3種漁業				居鳶巣崎突端から100メートル以内の区域を除く。		とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者			
同上	9	同上	同上	同上	同上	横須賀市西浦賀町、久比里に漁業根拠地※を有し、かつ、なまこを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	同上	同上
同上	3	同上	同上	同上	同上	横須賀市久里浜に漁業根拠地※を有し、かつ、なまこを目的とする手繰第3種漁業を営むことについて、共第1号共同漁業権の漁場の区域において当該漁	なし	同上	同上

						業権の漁業権者の 受忍を受けている 者			
同上	6	同上	同上	同上	同上	横須賀市久比里、 長沢に漁業根拠地 ※を有し、かつ、なま こを目的とする手繰 第3種漁業を営む ことについて、共第 1号共同漁業権の 漁場の区域におい て当該漁業権の漁 業権者の受忍を受 けている者	なし	同上	同上
なまこ、ば かがいを 目的とす る手繰第 3種漁業	4	同上	同上	共第3号共同漁業権の漁 場の区域のうち、三浦市 南下浦町上宮田と同市 南下浦町菊名との境界線 と最大高潮時海岸線との 交点から真方位 103 度 18.4 分の線以北の区域	同上	横須賀市長沢、三 浦市南下浦町上宮 田に漁業根拠地※ を有し、かつ、なま こ、ばかがいを目的 とする手繰第3種漁 業を営むことについ て、共第3号共同 漁業権の漁場の区 域において当該漁 業権の漁業権者の 受忍を受けている 者	なし	同上	同上

はまぐりを 目的とす る手繰第 3種漁業	3	同上	同上	共第 10 号共同漁業権の 漁場の区域のうち、北緯 35 度 17 分 55 秒東経 139 度 33 分 05 秒の点及び北 緯 35 度 18 分 24 秒東経 139 度 31 分 59 秒の点を 結ぶ線と最大高潮時海 岸線に囲まれた区域	同上	鎌倉市材木座に漁 業根拠地※を有し、 かつ、はまぐりを目 的とする手繰第3種 漁業を営むことにつ いて、共第 10 号共 同漁業権の漁場の 区域において当該 漁業権の漁業権者 の受忍を受けている 者	なし	同上	同上
だんべい きさご、は まぐり、ば かがいを 目的とす る手繰第 3種漁業	3	同上	同上	共第 11 号共同漁業権の 漁場の区域のうち、藤沢 市鶴沼地先から同市辻 堂地先までの区域	同上	藤沢市に漁業根拠 地※を有し、かつ、 だんべいきさご、は まぐり、ばかがいを 目的とする手繰第3 種漁業を営むことにつ いて、共第 11 号 共同漁業権の漁場 の区域において当 該漁業権の漁業権 者の受忍を受けて いる者	なし	同上	同上
はまぐり、 さるぼう、 ばかが い、だん べいきさ	6	同上	同上	共第 13 号共同漁業権の 漁場の区域	同上	平塚市に漁業根拠 地※を有し、かつ、 はまぐり、さるぼう、 ばかがい、だんべい きさご、こたまがいを	なし	同上	同上

ご、こたま がいを目的とする 手繰第3 種漁業						目的とする手繰第3 種漁業を営むことについて、共第 13 号 共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者			
だんべい きさご、は まぐり、ば かがい、さ とうがいを 目的とする手繰第 3種漁業	2	同上	同上	共第 14 号共同漁業権の 漁場の区域のうち、中郡 大磯町と同郡二宮町との 境界線と最大高潮時海岸 線との交点から真方位 164 度 28 分の線以東の 区域	同上	中郡大磯町に漁業 根拠地※を有し、だ んべいきさご、はま ぐり、ばかがい、さ とうがいを目的とする 手繰第3種漁業を 営むことについて、 共第 14 号共同漁 業権の漁場の区域 において当該漁業 権の漁業権者の受 忍を受けている者	なし	同上	同上

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。